

算定される場合のみ

【医療 DX 推進体制整備加算】及び【在宅医療 DX 情報活用加算】の見直しについて

令和7年4月1日より、医療 DX 推進体制整備加算及び在宅医療 DX 情報活用加算が見直されます。

※ 算定要件及び施設基準の届出等については、ユーザー様にてご確認ください。

医療 DX 推進体制整備加算

令和 6 年 10 月～令和 7 年 3 月

医療 DX 推進体制整備加算1 11 点

医療 DX 推進体制整備加算2 10点

医療 DX 推進体制整備加算3 8点

(※)初診時に所定点数を加算

[施設基準(医科医療機関)](要旨)

(4)電子処方箋を発行する体制を有していること。

(経過措置 令和 7 年 3 月 31 日まで)

令和7年4月～

医療 DX 推進体制整備加算1 12 点

医療 DX 推進体制整備加算2 11 点

医療 DX 推進体制整備加算3 10 点

[施設基準(医科医療機関)](要旨)

(4)電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制
(原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること)を有していること。

医療 DX 推進体制整備加算4 10 点

医療 DX 推進体制整備加算5 9 点

医療 DX 推進体制整備加算6 8 点

[施設基準(医科医療機関)]要旨

(※)電子処方箋要件なし

マイナ保険証利用率 (注) 利用率は通知で規定			
適用時期	令和 6 年 10 月～12 月	令和 7 年 1 月～3 月	令和 7 年 4 ～9 月
利用率実績	令和 6 年 7 月～	令和 6 年 10 月～	令和 7 年 1 月～※ 2
加算 1・4	15%	30%	45%
加算 2・5	10%	20%	30%
加算 3・6	5%	10%	15%※ 1

※ 1 小児科外来診療料を算定している医療機関であって、かつ前年（令和 6 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）の延べ外来患者数のうち 6 歳未満の患者の割合が 3 割以上の医療機関においては、令和 7 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に限り、「15%」とあるのは「12%」とする。

※ 2 適用時期の 3 月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いる。

※ 3 令和 7 年 10 月以降のマイナ保険証利用率の実績要件は、附帯意見を踏まえ、本年 7 月を目途に検討、設定。

在宅医療 DX 情報活用加算

令和 6 年 10 月～令和 7 年 3 月

在宅医療 DX 情報活用加算 10 点

(※)在宅患者訪問診療料(I)の1、在宅患者訪問診療料(II)及び在宅がん医療総合診療料を算定する患者が対象

[施設基準(医科医療機関)](要旨)

(4)電子処方箋を発行する体制を有していること。
(経過措置 令和 7 年 3 月 31 日まで)

令和 7 年 4 月～

在宅医療 DX 情報活用加算1 11 点

[施設基準(医科医療機関)](要旨)

(4)電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制
(原則として院外処方を行う場合には電子処方箋又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行すること)を有していること。

在宅医療 DX 情報活用加算2 9 点

[施設基準(医科医療機関)]要旨

(※)電子処方箋要件なし

● 診療行為マスター

区分	令和6年10月～令和7年3月	令和7年4月～
初診料		(新設)医療 DX 推進体制整備加算1(初診) 12点 (新設)医療 DX 推進体制整備加算2(初診) 11点 (新設)医療 DX 推進体制整備加算3(初診) 10点
		医療 DX 推進体制整備加算1(初診) 11点 (変更)医療 DX 推進体制整備加算4(初診) 10点
		医療 DX 推進体制整備加算2(初診) 10点 (変更)医療 DX 推進体制整備加算5(初診) 9点
	医療 DX 推進体制整備加算3(初診) 8点	(変更)医療 DX 推進体制整備加算6(初診) 8点
医学管理		(新設)医療 DX 推進体制整備加算1(医学管理等) 12点 (新設)医療 DX 推進体制整備加算2(医学管理等) 11点 (新設)医療 DX 推進体制整備加算3(医学管理等) 10点
		医療 DX 推進体制整備加算1(医学管理等) 11点 (変更)医療 DX 推進体制整備加算4(医学管理等) 10点
		医療 DX 推進体制整備加算2(医学管理等) 10点 (変更)医療 DX 推進体制整備加算5(医学管理等) 9点
	医療 DX 推進体制整備加算3(医学管理等) 8点	(変更)医療 DX 推進体制整備加算6(医学管理等) 8点
在宅		(新設) 在宅医療 DX 情報活用加算1 (在宅患者訪問診療料(1)(2)) 11点
		(変更) 在宅医療 DX 情報活用加算2 (在宅患者訪問診療料(1)(2)) 10点
		(新設) 在宅医療 DX 情報活用加算1 (在宅がん医療総合診療料) 11点
		(変更) 在宅医療 DX 情報活用加算2 (在宅がん医療総合診療料) 9点

● オプション設定

診療行為入力時に医療 DX 推進体制整備加算を手動又は自動で算定するオプション『医療 DX 推進体制整備加算』の設定を行ってください。※全ての端末に設定が反映されます。

⚠️ 自動算定される場合は、令和7年4月診療分の診療行為を入力する前にオプションを変更してください。

- ① レセコンメニュー画面より **F11 オプション** を押します。
- ② ユーザーオプション設定画面が表示されたら **診療行為** タブを選択します。
- ③ 「医療 DX 推進体制整備加算」項目を選択し、「0～6」のいずれかを設定します。
- ④ **F5 登録** を押します。

医療DX推進体制整備加算	1	0=手動 1~6=加算1~6を自動算定する	全体
--------------	---	-----------------------	----

[医療DX推進体制整備加算]

0=手動

1~6=加算1~6を自動算定する

※令和6年6月～9月までは医療DX推進体制整備加算を算定する

※令和6年10月～令和7年3月までは医療DX推進体制整備加算1、2、3を算定する

※ 在宅医療 DX 情報活用加算は自動算定されません。算定される場合は、手動入力をお願いします。

● 点数マスター登録

医療 DX 加算をマスター登録される場合は、下記手順に沿って登録してください。

(例) 医療 DX 推進体制整備加算 6 (初診)を新規登録する場合

- ① レセコンメニュー画面より **マスター保守** → **F4 処理月** を選択します。
- ② 処理月に「令和 7 年 4 月」と入力し、**Enter** を押します。
- ③ 行為区分選択の **初診料** を選択します。
- ④ 「位置番号」にマスター一覧の空いている番号を入力し **Enter** を押します。
- ⑤ 「辞書検索」を選択します。
- ⑥ フリガナなどの検索キーを入力し **Enter** を押します。
- ⑦ 「医療 DX 推進体制整備加算 6 (初診)」のマスターを選択します。
※ 正式名称・単位・点数などが表示されます。
- ⑧ マスターの内容を確認後、**F5 登録** を押します。